

財投によるケーブルテレビ事業者に対する支援

中小企業等に該当するケーブルテレビ事業者が、4K化(2K用設備の更新による強じん化を含む)に要する設備投資を行う際に、日本政策金融公庫特別貸付制度による金融支援を実施

貸付対象

中小企業※¹等に該当するケーブルテレビ事業者

※¹ 従業員数が100人以下、又は資本金の額が5千万円以下のいずれかに該当する者

貸付利率

		中小企業事業※ ²	国民生活事業※ ³
4K用設備		特別利率② (基準金利-0.65%)	特別利率B (基準金利-0.65%)
2K用設備	指定再放送事業者※ ⁴	特別利率① (基準金利-0.4%)	特別利率A (基準金利-0.4%)
	上記以外	基準金利	基準金利

※² 従業員数が20人超100人以下の企業に適用

※³ 従業員数が20人以下の企業に適用
(一般財団法人及び一般社団法人を含む。)

※⁴ 地上テレビジョン放送の受信障害区域において、総務大臣の指定により、当該放送の再放送が義務付けられている事業者

貸付期間

20年以内

貸付限度額

中小企業事業: 7億2,000万円

国民生活事業: 7,200万円

資金用途

4K化や強じん化に要する設備投資資金

